㈱都市居住評価センター
2023年2月15日

# 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書発行料金

単位：円（税込）

<table>
<tr><th colspan="2">業 務 区 分</th><th>証 明 料 金</th></tr>
<tr><th>項　目</th><th>基　準</th><th>（UHEC交付）<br>評価書等活用</th></tr>
<tr><td>① 省エネルギー性</td><td>断熱等性能等級4以上</td><td rowspan="2">49,500</td></tr>
<tr><td></td><td>一次エネルギー消費量等級4以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">② 耐震性</td><td>耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上</td><td rowspan="2">56,100</td></tr>
<tr><td>免震建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記の他、劣化事象等の確認のため延べ面積が10,000㎡超の場合は、<br>下記料金を加算いたします。<br><table><tr><th>延べ面積</th><th>加算料金</th></tr><tr><td>10,000㎡超 ～ 30,000㎡</td><td>5,500</td></tr><tr><td>30,000㎡超 ～ 50,000㎡</td><td>11,000</td></tr><tr><td>50,000㎡超 ～</td><td>16,500</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③ バリアフリー性</td><td>高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上</td><td>49,500</td></tr>
</table>

（注記）

(1) 業務範囲は木造を除く50㎡以上240㎡以下の住宅です。（床面積は不動産登記上の面積）

(2) 上記料金は、1住戸当りの料金です。（現場検査1回分の料金を含む）
1住戸当り証明書を2通以上発行する場合は、2通目より11,000円（税込）/1通を加算します。

(3) 料金は、証明依頼書受付時のご請求となり、業務は料金をお支払い頂いた後に開始します。

(4) 当証明業務において依頼書の受理により住宅性能証明書の交付を予め約束するものではありません。
設計図書審査時、あるいは現場検査時点で要求性能が確認できなかった場合は、証明書を発行できない旨の通知書を発行し、証明業務の進捗度を勘案して料金を精算します。

(5) 現場検査に際し、建築地が100㎞を超える遠隔地の場合は、上記料金の他に交通費、宿泊費、および付帯経費等を見積し、加算します。

(6) 入居済の共同住宅の場合、耐震等級2以上又は免震建築物の現況検査には管理組合の同意が必要となります。

(7) （UHEC交付）評価書等活用とは、表中の基準が確認できる下記の評価書等を活用して申請するものを指します。
◎建設住宅性能評価書　　◎フラット35S適合証明書
〇認定長期優良住宅に係る認定通知書　　〇認定低炭素住宅に係る認定通知書
（◎は、UHECが交付したものに限ります。〇は、UHECが技術的審査適合証を交付したものに限ります。）

(8) UHECで交付した評価書等を活用する場合に限ります。

(9) 省エネ性の基準：旧評価方法基準の評価基準である「5-1 省エネルギー対策等級」の基準では証明書の取得を行うことはできません。